

個票B（新設） 在院期間・年齢別の医療観察法指定入院医療機関の入院対象者数

- 個票を新設した（精神科病院のうち、医療観察法指定入院医療機関が対象）。

個票17 精神科診療所等の状況

- [施設所在地の郵便番号]の注釈を変更した。

個票19 精神科診療所等の精神科デイ・ケア等の性・年齢別実人員

- 疾患名「F0」及び「F1」の小計欄を削除した。

個票20 精神科診療所等が実施している精神科訪問看護の状況

- 疾患名「F0」及び「F1」の小計欄を削除した。

個票23 精神医療審査会、措置入院、精神障害者保健福祉手帳等の状況

- [2) 措置入院 ①27条2項に基づく措置入院]に注釈を追加した。

個票24 性・年齢別 精神障害者保健福祉手帳交付者数

- 疾患名「F0」の内訳欄（従来より記入不要）及び「F1」の小計欄を削除した。

先行調査票（旧 追加調査票） 精神科病院在院患者の状況（総数・認知症・統合失調症）

- 調査票の名称を変更し、個票1～24より報告期限が早い旨の注釈を追加した。

都道府県・指定都市コード表

別添3

1 北海道	2 青森県	3 岩手県	4 宮城県	5 秋田県	6 山形県	7 福島県	8 茨城県	9 栃木県	10 群馬県
11 埼玉県	12 千葉県	13 東京都	14 神奈川県	15 新潟県	16 富山県	17 石川県	18 福井県	19 山梨県	20 長野県
21 岐阜県	22 静岡県	23 愛知県	24 三重県	25 滋賀県	26 京都府	27 大阪府	28 兵庫県	29 奈良県	30 和歌山県
31 鳥取県	32 島根県	33 岡山県	34 広島県	35 山口県	36 徳島県	37 香川県	38 愛媛県	39 高知県	40 福岡県
41 佐賀県	42 長崎県	43 熊本県	44 大分県	45 宮崎県	46 鹿児島県	47 沖縄県			
48 札幌市	49 仙台市	50 さいたま市	51 千葉市	52 横浜市	53 川崎市	54 相模原市	55 新潟市	56 静岡市	57 浜松市
58 名古屋市	59 京都市	60 大阪市	61 堺市	62 神戸市	63 岡山市	64 広島市	65 北九州市	66 福岡市	

医療機関等コード表についての留意事項

(平成 23 年度 6 月 30 日調査)

1. 指定の記入様式を用いること。
2. 「精神科病院」「精神科診療所等」「個票 21 及び 22 にかかるコード」それぞれの一覧において、コード番号はすべて“1”からの連番で記載すること。
3. 新規の医療機関等は末尾に追加すること。また医療機関等が廃止となった場合、それまでのコード番号は欠番とすること。
4. 新規開設、廃止、欠番、統合、運営主体変更、医療機関等名変更など、状況の変化を記載すること。

<記入例>

● 「精神科病院」 一覧

精神科病院

都道府県・市コード番号	H23年コード番号 ※1から通し番号で記載。	病院名 ※大学病院は大学名から記載(〇〇大学△△△附属□□□病院など)。また、大学名を略名で記載しない。 ※独立行政法人の病院は「独法〇〇病院」などと記載。 ※都道府県立、政令市立、一部事務組合、広域連合、その他の公立の病院は「〇〇組合△△△病院」など地方自治体名を冠して記載しない。 ※地方独立行政法人の病院は「地方独法〇〇病院」などと記載。 ※法人の病院は、法人名(〇〇法人△△△会など)を病院名に冠して記載しない。同じ都道府県・市の中で同名の病院を有する場合のみ、病院名に続けて括弧書きで法人名を記載。	変更状況 ※新規・廃止・欠番・統合・運営主体変更などの状況、および病院名が変更の場合は変更前の病院名も「旧△△△病院」など
		“1”から連番で	
67	1	赤田大学医学部付属赤田病院	
67	2	黒田厚生病院	病院名変更 旧黒田更正病院
67	3	白木市立白木病院	
67	4		欠番 旧赤田病院
67	5	緑川病院	
67	6	青島病院	
67	7	黒木病院	新規
		新規開設の場合、末尾に追加し、新規と記入	医療機関等名変更の場合、昨年度の医療機関等名を記入
			昨年度以前に廃止され欠番になったコードは、そのまま欠番

● 「精神科診療所等」 一覧

精神科診療所等

都道府県・市コード番号	H23年コード番号 ※1から通し番号で記載。	診療所(病院)名 ※大学の診療所(病院)は大学名から記載(〇〇大学△△△附属□□□診療所など)。また、大学名を略名で記載しない。 ※都道府県立、政令市立、一部事務組合、広域連合、その他の公立の診療所(病院)は「〇〇組合△△△診療所」などと記載。 ※法人の診療所(病院)は、法人名(〇〇法人△△△会など)を診療所(病院)名に冠して記載しない。同じ都道府県・市の中で同名の診療所(病院)を有する場合のみ、診療所(病院)名に続けて括弧書きで法人名を記載。	変更状況 ※新規・廃止・欠番・統合・運営主体変更などの状況、および診療所(病院)名が変更の場合は変更前の診療所(病院)名も「旧△△△診療所」などと記載。
		“1”から連番で	
67	1	一の蔵診療所	
67	2	二宮メンタルクリニック	
67	3		廃止 旧三日市診療所
67	4	四谷診療所	
67	5	五木市立五木診療所	
67	6	六本木メンタルクリニック	
67	7	七川医院	新規
		新規開設の場合、末尾に追加し、「新規」と記入	新たに廃止された場合、昨年度のコードを欠番に

平成 23 年度 6 月 30 日 調査 電子調査票利用案内【精神科病院のみ】

本調査では、一部の個票について電子調査票を供用しております。電子調査票を利用できる個票は 1～16 および A・B で、精神科病院が対象となります。その他の医療機関等（個票 17～24）は現在のところ対象外です。

電子調査票により、データ入力とエラーチェックが容易になり、事後の照会・訂正作業の大幅な減少が期待されますが、当分は従来通りの個票様式への直接記入も可能とします。

調査依頼・個票様式の配布、個票の回収は、精神科病院を含め、調査対象となる医療機関等に対して例年通り行っていただきますが、精神科病院への依頼については、電子調査票を利用できる旨と利用方法（下記）を、合わせて周知していただくようお願いします。

電子調査票の入手（ダウンロード）

平成 23 年度 630 調査電子調査票は、下記のホームページからダウンロードして入手します。詳細はダウンロード画面の記載事項に従ってください。不正アクセス防止のため、ID、パスワードの入力画面が現れますので、下記をご入力ください。

供用開始後、著しい不具合が発見・報告された場合、状況や対処方法などについて利用者への速やかな連絡が必要なため、電子調査票の利用にはダウンロードページ上での利用者登録が必要です。

ダウンロードページアドレス：<https://enq1.dstyleweb.com/orca/93855318>

ID：**** パスワード：*****

電子調査票供用開始日

電子調査票のダウンロードは、平成 23 年 9 月 28 日（水）より可能となる予定です。

報告の方法

報告の際は、電子調査票で所定の操作により A4 用紙に印刷した記入済み個票を、都道府県・指定都市に送付してください。なお、所定の操作でデータをエクスポートした Excel ファイル（個票様式に数値等が入力されたもの）でも提出できます。

電子調査票に関する問い合わせ

電子調査票の作成・運用管理・問い合わせ対応は、(株)山手情報処理センターに業務委託しています。利用に関するお問い合わせ、および不具合のご指摘は、下記へ電子メールまたは FAX にてご連絡ください。確認後、担当者より連絡いたします。

株式会社山手情報処理センター 担当：****

電子メール：***** FAX：*****

※この電子調査票は、(独)国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所精神保健計画研究部が、厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業）によって作成したものです。作成者の了解を得ずに改変、加工、配布することはご遠慮ください。

精神保健福祉資料

平成 23 年度 6 月 30 日調査の概要

発 行 者 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
(独) 国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所

発 行 所 (独) 国立精神・神経医療研究センター
精神保健研究所精神保健計画研究部

〒187-8553 東京都小平市小川東町 4-1-1

TEL : 042-341-2711 (代) FAX : 042-346-1950
